

公告 令6-6号

令和7年3月3日

阪和興業健康保険組合

理事長 中川洋一

組合規程の変更について

下記のとおり組合規程の変更を行いました旨を管轄の近畿厚生局に届出をいたしましたので、組合規約第52条の規定により公告いたします。

記

規程名	区分	変更内容	施行日
各種健康診査等実施及び補助金規程	変更	別紙のとおり	令和7年4月1日

以上

各種健康診査等実施及び補助金規程 変更内容

現行	変更後
<p>(健診等の範囲と補助金支給要件)</p> <p>第2条 組合が補助する健康診査等の範囲は次のとおりとする。</p> <p>1 人間ドック 省略</p> <p>2 生活習慣病検診 省略</p> <p>3 脳ドック ・40歳以上の被保険者</p> <p>4 前立腺がん検診(P S A) ・50歳以上の男性の被保険者で、人間ドック受診時に実施</p> <p>5 骨粗しょう症検診 ・40歳以上の女性の被保険者で、人間ドック受診時に実施 <u>(追加)</u></p> <p>6 精密検査(二次検査) ・上記の人間ドック、生活習慣病検診および脳ドックにおいて、事後の精密検査を指示された場合の二次検査(初回のみ)</p> <p>7 インフルエンザ予防接種 ・省略</p> <p>(補助金の支給限度額および回数)</p> <p>第3条 補充金の額は、第2条に基づき受診者一人につき、それぞれに掲げる金額および支給回数を限度として支給するものとする。</p> <p>1 人間ドック 年一回 ・契約健診機関 全額 (検査項目については別に定める)</p> <p>・契約外健診機関 42,000円</p> <p>2 生活習慣病検診 年一回 ・契約健診機関 全額 (検査項目については別に定める)</p> <p>・契約外健診機関 男性 20,000円 女性 25,000円</p> <p>3 脳ドック 3年に一回 ・契約健診機関のみ 全額 ・契約外健診機関 50,000円</p> <p>4 インフルエンザ予防接種 年一回 (ただし、一回接種法による) 全額</p> <p>第4条 補助金の支給申請は次のとおりとする。</p> <p>1 人間ドック、生活習慣病検診、および脳ドックにおいて、契約健診機関で受診した場合は、被保険者からの請求は不要とする。</p> <p>2 人間ドックおよび生活習慣病検診を契約外健</p>	<p>(健診等の範囲と補助金支給要件)</p> <p>第2条 組合が補助する健康診査等の範囲は次のとおりとする。</p> <p>1 人間ドック 同左</p> <p>2 生活習慣病健診 同左</p> <p>3 脳ドック ・40歳以上の被保険者で、人間ドック受診時または人間ドック受診後に別途実施</p> <p>4 前立腺がん検診(P S A) ・50歳以上の男性で、人間ドック受診時に実施</p> <p>5 骨粗しょう症検診 ・40歳以上の女性で、人間ドック受診時に実施</p> <p>6 <u>ピロリ菌抗体検査</u> ・上記1. 2. の受診時に実施(任意選択)</p> <p>7 精密検査(二次検査) ・上記の人間ドック、生活習慣病検診において、事後の精密検査を指示された場合の初回の二次検査(範囲及び条件等は別に定める)</p> <p>8 インフルエンザ予防接種 ・同左</p> <p>(補助金の支給限度額及び回数)</p> <p>第3条 補助金の額は、第2条に基づき受診者一人につき、それぞれに掲げる金額及び支給回数を限度として支給するものとする。</p> <p>1 人間ドック 年一回 ・契約健診機関 全額 (標準的な検査項目については別に定める)</p> <p>・契約外健診機関 42,000円</p> <p>2 生活習慣病健診 年一回 ・契約健診機関 全額 (標準的な検査項目については別に定める)</p> <p>・契約外健診機関 男性 20,000円 女性 25,000円</p> <p>3 脳ドック 3事業年度に一回 ・契約健診機関のみ 全額 ・契約外健診機関 50,000円</p> <p>4 インフルエンザ予防接種 年一回 (ただし、一回接種法による) <u>4,500円</u></p> <p>第4条 補助金の支給方法は次のとおりとする。</p> <p>1 人間ドック、生活習慣病健診及び脳ドックを契約健診機関で受診した場合補助金の支給は、被保険者からの申請によらず、組合から直接契約健診機関に費用を支払う方法によるものとする。</p> <p>2 人間ドック、生活習慣病健診及び脳ドックを</p>

別紙

現行	変更後
<p>診機関で受診した場合は、<u>被保険者が別に定める申請書に所定事項を記入し、領収書を添えて組合に提出するものとする。</u></p> <p>3 インフルエンザ予防接種については、事業所において<u>集団接種できない場合、被保険者が、別に定める申請書に所定事項を記入し、領収書を添えて組合に提出するものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>契約外健診機関で受診した場合<u>並びに二次検査の費用を自己負担した場合における補助金の支給は、別に定める申請書に被保険者が所定事項を記入し、領収書、<u>その他補助の対象となる健康診査等を受けたことを示す書面</u>を添えて組合に提出する<u>方法によるものとする。</u></u></p> <p>3 インフルエンザ予防接種については、<u>組合または事業所において集団接種を実施した場合、組合から実施機関に対して支払いを行う方法によるものとする。ただし、集団接種によらず被保険者が個人で接種を受けた場合、被保険者が、<u>組合所定の申請書に所定事項を記入し、領収書を添えて組合に提出する方法によるものとする。</u></u></p> <p><u>(標準的な検査項目や二次検査の範囲等)</u></p> <p><u>第5条 第2条に規定する二次検査の範囲及び条件等並びに第3条に規定する人間ドック及び生活習慣病健診の標準的な検査項目は別途常務理事が定めるものとする。</u></p> <p><u>(例外措置)</u></p> <p><u>第6条 本規程で定める補助金の支給について、第2条から第4条の規定によらない方法で行う場合は、当該例外措置の適用対象、補助金の上限額、支給申請手続き、その他の必要事項について定め、理事長の承認を得るものとする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>